

第7節 騒音・振動の防止

1. 騒音・振動の現状

騒音・振動は、さまざまな公害のなかでも市民の生活環境に密接に関連しており、なおかつ、その発生源が多岐にわたることから多くの苦情が寄せられます。

工場、事業場や建設現場での作業から発生するものが中心になりますが、そのほかにも、自動車など交通機関の運行によるもの、店舗（特に深夜）の営業活動によるもの、または一般の家庭生活に起因するものまで、広範囲に及んでいます。

本市における騒音に対する苦情件数は近年横ばい傾向にあります。苦情を現象別に見ると建設現場の工事に伴う騒音や振動が多くを占めています。市ではこれらの苦情に対して騒音規制法等の法令に基づき指導をしています。

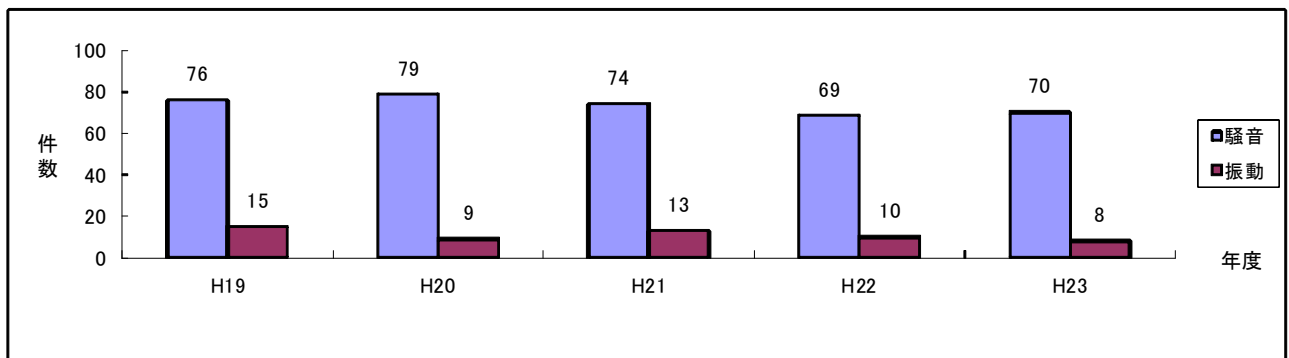
道路交通については、市内の主要幹線道路で交通量調査と騒音・振動の測定を行っています。

23年度は24地点で実施しました。道路交通騒音において環境基準を昼夜ともに達成したのは13地点でした。道路交通振動（注1）は全ての地点で要請限度（注2）を下回りました。

※注1：道路交通振動に環境基準は定められていない。

※注2：道路周辺の生活環境が著しく損なわれると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音振動の防止の措置や都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請することができるが、その際の基準

○騒音・振動による苦情件数（最近5カ年）



○道路交通騒音・振動測定の環境基準・要請限度超過地点数（最近5カ年）

年度 (測定地点数)			H19 (23)	H20 (24)	H21 (24)	H22 (24)	H23 (24)
騒音	要請 限度	昼間	0	0	0	0	0
		夜間	2	2	2	1	2
	環境 基準	昼間	15	10	8	6	6
		夜間	16	14	14	13	11
振動	要請 限度	昼間	0	0	0	0	0
		夜間	0	0	0	0	0

2. 騒音・振動の取り組み

(1) 道道路交通騒音・振動対策

市では、主要幹線道路で自動車騒音、道路交通振動及び交通量の測定調査を行っています。23年度は、道路交通振動（注3）については要請限度を超過した測定地点はありませんでした。

道路交通騒音については測定地点24地点のうち環境基準を昼夜ともに達成したのは13地点となり、要請限度を下回った地点は22地点となりました。

発生源である自動車の低騒音化や、道路の低騒音型舗装等の対策のより一層の推進が課題です。

※注3：道路交通振動に環境基準は定められていません。



道路交通騒音測定

(2) 工場・事業場や建設作業の騒音・振動対策

市では、騒音規制法や振動規制法をはじめ、環境確保条例に基づく認可・届出のある工場等に対し、規制基準を遵守するよう技術指導を行い、公害発生の未然防止に努めています。

騒音の対策は発生源と伝搬経路上の対策に分けられます。発生源対策としては機械本体の交換、作業工程や方法の改善などがあり、伝搬経路上の対策としては、機械設置場所、防音、遮音、吸音材の種類及び厚さなどに主眼をおいた対策があります。また、振動の対策については防振ゴム、防振バネなどを発生源に設置して振動を吸収させる方法や、発生源を独立基礎により周囲から切り離す方法などがあります。なお、騒音・振動は同時に発生する 경우가多く、防止対策も工場などの規模や立地条件などを考慮しながら適切な方法を指導しています。

また、著しい騒音や振動を発生する作業を伴う建設作業については、騒音規制法と振動規制法に特定建設作業の規定があり、該当する作業については事前の届出が義務付けられています。

市では、これらの作業について、騒音や振動の大きさ、作業時間等について指導を行っています。

(3) 航空機騒音防止対策

本市東部の上空には、米軍横田飛行場を離発着する航空機の飛行ルートがあります。都及び市の騒音測定結果では、5ヶ所の測定地点のすべてにおいて環境基準を下回りました。国は航空機の騒音対策として対象区域を指定し住宅防音工事の補助制度を実施していますが、17年10月20日に対象区域の見直しが行われ面積が縮小されました。市では、市民の生活環境を守る視点から都及び近隣自治体と連携して、住宅防音事業の拡充等を国に強く要望しています。

また、NLP（夜間離発着訓練）に対しては、市民の生活環境への影響が大きいため、防衛省防衛大臣、在日米軍横田基地司令官等に対し、随時訓練中止の要請を行っています。

(4) 市民の生活環境を守る対応

事業者等へ工場等の設置や建設作業の届出時に騒音・振動対策の指導をするほか、個別に苦情が寄せられた場合は、まず現場の状況を確認した上で必要な対策を指導し、問題の解決を図っています。